



広島市景観形成 ガイドライン

The Landscape Design Guidelines



目 次

はじめに	1
第 1 章 景観形成ガイドラインの使い方	2
第 2 章 景観づくりに向けた基本的考え方	4
1 景観づくりの基本	4
(1) 景観とは	4
(2) 市民共通の資産である	5
2 より良好な景観を形成するために	5
(1) 景観形成には慎重かつ丁寧な対応が必要	5
(2) 計画対象地等の状況に即した景観形成が必要	5
(3) 対話による良好な景観形成に向けた調整が必要	5
3 事前協議について	6
第 3 章 届出制度等について	8
1 手続の流れ	8
2 届出対象行為（概要）及び特定届出対象行為	10
3 届出対象行為別の解説	12
(1) 建築物の建築等	12
(2) 工作物の建設等	16
(3) 開発行為等	19
(4) その他	20
第 4 章 景観計画に定める「形態意匠の基準」	22
1 視点場について	22
2 複数の地区にまたがる場合の基準	23
3 形態意匠の基準及び解説	24
(1) 建築物	24
(2) 工作物	40
(3) 開発行為等	45

第 5 章 「事前協議要綱」に定めるその他の基準	50
1 高さの基準	50
(1) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B 地区及び C 地区）	50
(2) 縮景園周辺地区	51
2 屋外広告物又は掲出物件の美観形成基準	51
(1) 事前協議要綱に定める地区（4 地区）	51
(2) (1) の地区以外の区域	51
 第 6 章 届出等の手続について	 52
1 手続の流れ	52
2 提出書類	53
(1) 事前協議	53
(2) 高さに関する事前協議	53
(3) 景観法に基づく届出	53
3 書類等の様式・記入方法	54
(1) 広島市景観計画区域内行為事前協議書	54
(2) 広島市景観計画区域内行為事前協議書（高さに関する事前協議）	55
(3) 広島市景観計画区域内行為（変更）届出書	56
(4) 景観チェックリスト	57
4 添付図書	60
(1) 一覧	60
(2) 作成例	62
5 手続窓口	63